

佐藤構成員提出資料

意見書

2012年5月10日

佐藤 慶浩

個人情報の過剰保護が問題視される一方で、不十分な保護対策による問題も起きている状況とされます。これはいわば、「保護する必要のない情報に過剰な保護がなされ、本来保護すべき情報に必要な保護がなされない」という状況であると言えます。

一方で、個人情報保護法は個人情報の利活用に配慮することとしていますが、法第1条にその目的が記載されていますが、それ以降の条文が利活用にどのような活かされるべきかは明確ではありません。このため、「利活用してもよい情報が利活用されず、利活用してはいけない取り扱いがなされてしまうことがある」ということが起きていることが懸念されます。

これらの中で、「保護する必要のない情報に過剰な保護がなされないようにする」「本来保護すべき情報に必要な保護をする」「利活用してはいけない取り扱いがないようにする」という点については、検討が進められているものと考えます。

残るひとつである「利活用してもよい情報が利活用されない」ことで不都合が生じることを防ぎ、「利活用してよい情報を利活用する」ために必要となる安全策とそれについて安心してもらうにはどうするかについても検討することが必要です。

そのためには、資料1の「II 医療等に関する情報の取得・利活用におけるルール」にあるように、利活用に役立つ具体的なルールを整備することは重要であると考えます。このうち「(2) 公衆衛生や医学研究等の公益目的のために必要な場合」の「<考えられる具体例>」の箇所について次のとおり意見を述べます。

意見1：匿名化と仮名化を分けて整理することが、具体的な検討において有用だと思います。

意見2：ルールを整備の中で、個人情報がどのように加工され管理されれば、加工後の情報を匿名や仮名として取り扱ってもよいかの条件を示すことが有用だと思います。

以下、いくつかの例を参考までに記載します。

例1：匿名化のための条件やルールの整備

住所の精度を荒くすることで匿名化する場合に、現行の個人情報保護法では、都道府県名までにすればよいか、丁目番号まで残っていてもよいかの法定事項はないため、識別可能性としては何をしても否定できないことが懸念され、匿名情報としての研究利用の妨げになることが考えられます。

他国に例を取ってみますと、米国で審議されている連邦プライバシー法（名称未定）案では、個人情報をごどのような状態にした場合に、それを個人情報ではないものとして扱えるようにできるかを定めようとしています。

たとえば、米国法案では、個人情報から住所以外の情報を削除した上で、住所の精度を荒くすることで匿名化する場合に、個人情報ではないものとして扱えるべき住所表記について、最低の人口を定めようとしています。

どのような加工をすれば匿名情報として取り扱ってよいかについての条件やルールの整備が必要です。

例2：仮名化のための条件やルールの整備

一方で、現行の個人情報保護法では、仮名化する場合に、仮名化した情報と、もとなる個人情報がどのような状態であれば、個人情報ではなくなるのかが明確ではありません。これは、法第2条第1項「～により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」のカッコ内にどのような状態であれば該当するのかが明確ではないことによるものと考えます。そもそも、法は事業者を主体の単位としていることから、事業者がその組織の中で、いくら仮名化をしても、それは、カッコ内でいう「容易に照合することができる」ものであるという解釈も成立しえます。

これについてもなんらかの条件やルールが示されないと、仮名化をするには慎重な対策が必要と考える事業者と、安易に仮名化してそれを個人情報の保護の対象ではないと考える事業者が出てしまうことが懸念されます。

仮名情報ともとの個人情報を完全に分離すれば、ある程度判断基準は明確になりますが、それでは匿名化することと変わりなくなってしまう。

仮名化の目的は、その情報が個人として誰かを識別（特定）することはできないが、それに関する情報が同一の人のものであることを同定することができることが研究に必要な場合も考えられます。

どのような加工と管理をすれば、加工後の情報を仮名情報として取り扱っていかについての条件やルールの整備が必要です。

以上は、あくまで、今後の検討の際の例であり、現時点でこれらの内容を提案するものではありませんが、検討の参考にできればと思います。

国内法で考えますと、これらを米国のように法条文で直接定めることは馴染まないとしても、別途法定事項として定めることを求める条項は可能であり、利活用に有用となるため、本件等の個別法においては、そのような条項の検討が必要だと考えます。